

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 7 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700068号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700056号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年11月30日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成7年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年11月30日から同年12月1日まで

A社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成7年11月30日となっているが、同社には同年12月中旬頃までか、少なくとも同年11月末日までは勤務した。

平成7年12月に支払われた給与の支給明細書において、厚生年金保険料が控除されているので、同年11月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る平成7年9月から同年12月までの各給与支給明細書の記載内容、同社の入社及び退職時期に関する請求者の記憶、同社の営業日及び休業日に関する請求期間当時の同社取締役の陳述等から判断すると、請求者は、同年11月30日において同社に勤務し、請求期間に係る同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間に係る標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の平成7年12月の給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成14年に解散している上、請求期間当時の事業主は、当時の資料を保管しておらず不明である旨陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700077号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700057号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和38年6月1日から同年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

昭和38年5月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和38年5月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年2月28日から同年6月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B支店における資格取得年月日が昭和38年6月1日となっている。

しかし、A社B支店においては、3か月間のC期間を経て、昭和38年2月28日にD職員となり、この時から厚生年金保険に加入した。

昭和38年2月28日からA社のEであることが記された身分証明書の写しを提出するので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社のEに係る身分証明書、同社から提出された請求者に係る労働者名簿、同社の回答等から判断すると、請求者が、請求期間において、A社B支店に勤務していたことが認められる。

また、請求期間におけるA社の厚生年金保険の取扱いについて、同社は、「当時のF職は、入社後の数か月間は委嘱契約となっており、職員任用後に厚生年金保険に加入させていたようだが、資料が残っていないため詳細は不明である。」旨回答しているところ、前述の労働者名簿には、請求者が、昭和38年2月1日付けで同社に入社し、3か月間の「G」期間を経て、同年5月1日付けで「H職員」となったことが記載されている。

さらに、A社B支店における厚生年金保険被保険者記録が有る同僚二人は、「当時のF職はC期間を経て、職員になれば厚生年金保険に加入した。」旨陳述している。

加えて、前述の労働者名簿及び前述の同僚二人のうち一人の陳述により、請求期間のうち昭和38年5月1日から同年6月1日までの期間と、請求者がA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を取得した同年6月1日以降の期間において、請求者の業務内容及び勤務形態に変更があった事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和38年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間のうち昭和 38 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、A 社 B 支店における請求者の同年 6 月の厚生年金保険の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 38 年 5 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、同年 5 月に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 38 年 5 月 1 日とする届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち昭和 38 年 2 月 28 日から同年 5 月 1 日までの期間について、前述の労働者名簿等により、請求者が当該期間において A 社 B 支店に勤務していたことは認められるものの、A 社は、請求者に係る厚生年金保険の資格取得及び保険料控除について、「資料が残っていないため詳細は不明である。」旨回答している。

また、前述の労働者名簿では、請求者は、昭和 38 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの 3 か月間について、「G」と記載されているところ、A 社は、「当時の F 職は、入社後の数か月間は委嘱契約となっており、当該期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している上、前述の同僚二人も、「C 期間は、厚生年金保険に加入せず、厚生年金保険料も控除されなかった。」旨陳述している。

このほか、請求期間のうち昭和 38 年 2 月 28 日から同年 5 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち昭和 38 年 2 月 28 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700079号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700058号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を別表のとおり訂正することが必要である。
請求期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年11月1日から平成10年10月30日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低い額となっている。

給与明細書を提出するので、年金額に反映するように、A社における請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書により、請求者が、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された前述の給与明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおり訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成4年11月から平成10年9月までの期間について、前述の給与明細書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

請求者氏名 : 男

基礎年金番号 :

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成4年11月	9万8,000円	18万円
平成4年12月から平成5年3月まで		22万円
平成5年4月から平成6年5月まで		24万円
平成6年6月から同年10月まで		22万円
平成6年11月から平成7年5月まで		19万円
平成7年6月及び同年7月		24万円
平成7年8月及び同年9月		26万円
平成7年10月から平成8年3月まで	9万2,000円	28万円
平成8年4月から同年9月まで		32万円
平成8年10月		30万円
平成8年11月から平成9年6月まで		32万円
平成9年7月から平成10年9月まで		34万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700004号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700055号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年6月20日から昭和44年8月1日まで

提出した人事記録のとおり、昭和44年6月20日にA社B支店にC職として採用されたにもかかわらず、B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年8月1日となっている。

請求期間においても厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

D社から提出された請求者のA社に係る履歴書、D社の回答及び請求者から提出されたA社に係る履歴カードにより、請求者が、請求期間の始期である昭和44年6月20日からA社B支店(以下「B支店」という。)にC職として勤務していたことが認められる。

一方、B支店に係る事業所別被保険者名簿において、請求者と同じ昭和44年8月1日に被保険者資格を取得し、その後にE共済組合における年金記録があり所在が確認できた48人に照会し、27人から回答又は陳述があったところ、自身のB支店における勤務開始時の雇用形態を「C職」と回答又は陳述した25人のうちの1人から提出されたC職雇用契約書を見ると、同人の契約期間は、請求者の請求期間と同様に2か月以内であり、「昭和44年6月27日から同年7月31日」と記載されている。

また、D社から提出された請求期間当時の「C職等社会保険事務処理規程」によると、C職について、2か月以内の期間を定めて雇用される場合は、「日雇労働者健康保険」に加入し、その後、引き続き使用される場合は、「厚生年金保険及び健康保険」に加入する旨記載されているところ、請求期間当時の厚生年金保険法においても、同様に、2か月以内の期間を定めて雇用される者は厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されている。

さらに、前述のC職と回答又は陳述している25人のうち、複数の者が、「B支店に勤務し始めてから厚生年金保険に加入するまでの期間においては、手帳に印紙を貼っていく日雇労働者健康保険に加入していた。」旨回答又は陳述しており、そのうちの1人からは、請求期間当時の日雇労働者健康保険被保険者手帳の写しが提出されている。

加えて、B支店に係る事業所別被保険者名簿において請求者と同じ昭和44年8月1日に被保険者資格を取得し、また、請求者と同じように同年6月からB支店にC職として勤務し始めた旨回答している元同僚から提出された同年6月分から同年9月分までの給与支給明細書を見ると、同年8月分以降の同明細書においては厚生年金保険料を控除されているが、同年6月及び同年7月分の同明細書においては厚生年金保険料を控除されていない。

これらのことを踏まえると、請求者は、請求期間において、2か月以内の期間を定めて雇用

され、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしておらず、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったものとするのが妥当である。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。